

奈良県消費生活条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第7条）
 - 第2章 消費生活審議会（第8条）
 - 第3章 啓発活動及び教育の推進等（第9条・第10条）
 - 第4章 消費生活の安全（第11条 - 第18条）
 - 第5章 消費者の被害の救済（第19条 - 第21条）
 - 第6章 流通の円滑化等（第22条 - 第24条）
 - 第7章 雑則（第25条 - 第28条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民の消費生活に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、商品及び役務並びにこれらの提供を受ける権利（以下「商品等」という。）に関する消費生活の安全並びに消費生活との関連性の高い物資の供給及び価格の安定を図ることにより、県民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 前条の目的を達成するに当たっては、県、市町村、事業者及び消費者の相互の信頼を基調として、次に掲げることが消費者の権利であることを尊重するとともに消費者の自立を支援することを基本とするものとする。

- 一 商品等によって消費者の生命、身体及び財産を侵されないこと。
- 二 商品等について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- 三 消費者に対し消費生活に必要な情報が提供されること。
- 四 消費者に対し必要な消費者教育の機会が提供されること。
- 五 消費者の意見が消費生活の安定及び向上に関する施策（以下「消費者施策」という。）に反映されること。
- 六 消費生活において消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

（県の責務）

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、第2条の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 商品等に関する規格、表示等の適正化に努めること。
- 三 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 四 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、判断力及び財産の状況等に配慮すること。
- 五 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 六 商品等について供給及び価格の安定に努めること。
- 七 県及び市町村が実施する消費者施策に協力すること。

(事業者団体の責務)

- 第五条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。
- 2 事業者団体は、県及び市町村が実施する消費者施策に協力するものとする。

(消費者の役割)

- 第六条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の役割)

- 第七条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

第二章 消費生活審議会

(消費生活審議会)

- 第八条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させ、及び県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の基本的事項その他施策の実施に関し重要な事項を調査審議させるため、奈良県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。
- 3 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 4 審議会は、規則で定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、知事が委嘱する専門委員を置くことができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 啓発活動及び教育の推進等

(啓発活動及び教育の推進)

第九条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動の推進及び教育の充実に努めるとともに、消費者の自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の推進に当たっては、消費者等の意見を反映させるものとする。

第四章 消費生活の安全

(危害の防止)

第十一条 事業者は、消費者の生命、身体及び財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等を供給してはならない。

- 2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体及び財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、危害の発生を防止するため必要に応じて速やかに当該商品等に係る情報を消費者に提供するとともに、当該事業者に対し、危害の防止のため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十二条 知事は、事業者が供給する商品等が、生命、身体及び財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるか否か判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品が危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれのないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、前条第2項の適用については、当該商品が生命、身体及び財産に対して危害を及ぼし、

又は及ぼすおそれがあるものとみなす。

(規格、表示等の適正化)

第十三条 事業者は、その供給する商品等について品質その他の内容の改善及び消費者の合理的な選択の確保を図るため、その規格、広告その他の表示等の適正化に努めなければならない。

- 2 知事は、事業者の供給する商品等の規格、表示等が適正でないと認めるときは、必要に応じて速やかに当該商品等に係る情報を消費者に提供するとともに、当該事業者に対し、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(不当な取引行為の禁止)

第十四条 事業者は、その供給する商品等の取引に関し、消費者の知識、経験又は判断力の不足に乗じて消費者を取引に誘引し、又は消費者を取引を強制する行為その他の消費者の利益を害するおそれがある行為として知事が指定するもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

- 2 知事は、事業者が不当な取引行為に該当する行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 3 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引方法の内容その他の情報を消費者に提供するものとする。

この場合において、重大な被害の発生及び拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、速やかに、当該不当な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及びその他の必要な情報を消費者に提供することができる。

- 4 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

ただし、消費者の不利益の発生又は拡大を防止するため緊急やむを得ないときは、この限りではない。

- 5 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。これを変更し、又は解除したときも、同様とする。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十五条 知事は、前条第1項の規定により指定した不当な取引行為のうち消費者に不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、前条第2項及び第3項の適用については、当該事業者が当該事項について不実を告げ

たものとみなす。

(立入検査等)

第十六条 知事は、第11条第2項、第13条第2項及び第14条第2項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、事業者に対しその業務に関し報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その権限を有する者であることを証する書面を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告の要求)

第十七条 知事は、第11条第2項、第13条第2項及び第14条第2項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(試験、検査等の実施)

第十八条 知事は、事業者の供給する商品について、必要に応じ、試験、検査等を行うとともにその結果を公表するものとする。

第五章 消費者の被害の救済

(苦情の処理)

第十九条 知事は、消費者からの商品等又はその取引に関する苦情の処理の申出があったときは、苦情を解決するために適切かつ迅速に苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出に係る事業者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の申出があった場合において、県民の消費生活の安定及び向上に資するため必要があると認めるときは、当該申出に係る商品等又はその取引に関する情報を消費者に提供することができる。

(審議会のあっせん等)

第二十条 知事は、前条第1項の申出に係る苦情のうち解決が著しく困難であると認めるものについて、審議会によるあっせん又は調停に付することができる。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者そ

他の関係者に必要な資料の提出及び報告を求め、又は出席を求め、その意見を聴くことができる。

(訴訟費用の貸付け)

第二十一条 県は、消費者が商品等又はその取引によって受けた被害に関して事業者を相手に訴訟を提起する場合において、当該訴訟が規則で定める要件に該当するときは、当該消費者に対し、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該資金を返還しなければならない。ただし、知事は、規則で定める要件に該当するときは、当該資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

第六章 流通の円滑化等

(流通の円滑化)

第二十二条 知事は、県民の消費生活との関連性の高い物資(以下「生活関連物資」という。)の供給及び価格の安定を図るため流通の円滑化に努めるものとする。

(情報収集等)

第二十三条 知事は、生活関連物資について、その価格の動向、需給の状況等の情報を収集し、必要に応じてその結果を公表するものとする。

(緊急時の措置)

第二十四条 知事は、事業者が供給する生活関連物資で著しく不足し、若しくは不足するおそれがあるもの又はその価格が著しく上昇し若しくは上昇するおそれがあるものについて、供給及び価格の安定を緊急に図る必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 第16条及び第17条の規定は、前項の勧告について準用する。

第七章 雑則

(公表)

第二十五条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

一 第11条第2項、第13条第2項、第14条第2項又は前条第1項の規

定による勧告に従わなかったとき。

二 第16条第1項(前条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第20条第2項の規定による出席及び必要な資料の提出、報告の求めに正当な理由がないのに応じなかったとき。

2 知事は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ、当該事業者意見に意見を述べる機会を与えなければならない。第14条第3項の規定により消費者に事業者の氏名等の情報を提供する場合も同様とする。

(知事に対する申出)

第二十六条 県民はこの条例の定め違反する事業活動が行われ、かつ、条例に定める措置が執られていないと認めるときは、知事に対しその旨を申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、その調査を行い、必要があると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

(他の地方公共団体の長等との協力)

第二十七条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の実施について、他の地方公共団体若しくは国の関係行政機関の長の協力が必要であると認めるときは、情報の提供若しくは調査の依頼その他の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたとき、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(その他)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第6条の規定による奈良県消費者保護会議は、改正後の第7条の規定による奈良県消費生活審議会となるものとする。

附 則(平成11年条例第19号)

この条例中第1条の規定は平成11年12月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第12号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条を第11条とし、同条の次に1条を加える改正規定、第12条第2項の次に1項を加える改正規定及び第12条を第14条とし、同条の次に1条を加える改正規定については、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良県消費生活条例第12条、第14条第3項及び第15条の規定は、この条例の施行前にした行為については、適用しない。